

石綿調査算定要領【直轄版】改正案（新旧対照表）

【制定】平成24年3月30日【現行】
 【直近改正】平成28年3月11日【新】

新	旧（現行）
<p>（図面）</p> <p>第6条 作成刷る図面の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 石綿施工状況図</p> <p>2 写真撮影方向図</p> <p>2 石綿施工状況図は、<u>建物移転料算定要領（平成28年3月11日国土用第76号）別添一木造建物調査積算要領、別添二非木造建物調査積算要領</u>、機械設備調査算定要領（平成24年3月30日国土用第48号）及び附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日国土用第49号）に定める図面を利用し、対象石綿の使用されている位置、範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。</p>	<p>（図面）</p> <p>第6条 作成刷る図面の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 石綿施工状況図</p> <p>2 写真撮影方向図</p> <p>2 石綿施工状況図は、<u>木造建物調査積算要領（平成24年3月30日国土用第46号）、非木造建物調査積算要領（平成24年3月30日国土用第47号）</u>、機械設備調査算定要領、（平成24年3月30日国土用第48号）及び附帯工作物調査算定要領（平成24年3月30日国土用第49号）に定める図面を利用し、対象石綿の使用されている位置、範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。</p>